



ピロリ菌検査で健康維持！
～ピロリ菌検査費用助成～

胃がんのリスク要因の一つであるピロリ菌の検査費用（保険外診療分）の一部を助成します。

★対象者：過去にピロリ菌の除菌をしていない40歳以上の方。胃の全摘出手術をうけていない方。

★上 限：2千円

福祉保健課

農業用機械の導入を支援！
～農業用機械等導入支援事業費補助金～

トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機など、農業者が行う農業用機械（1件100万円以上）の導入に要する費用の一部を助成します。

★対象者：（以下の条件を満たす方）
①町内の農地2.5ha以上の耕作の権利を有し、かつ全ての農地を耕作に供していること
②農地の50%以上が受託地である
③農業組合長からの推薦がある
④町税の滞納がない

★助成額：5カ年で200万円

産業環境課

新たに就農する方を支援！
～新規就農者育成総合対策（就農準備資金）等～

新たに就農する際、今後、就農で生計が成り立つよう支援します。

★対象者：町内に居住する50歳未満の方。

★上 限（1～3年）：150万円／年

※給付期間は最長2年間です。前年の所得に応じて給付停止場合があります。

産業環境課

合併処理浄化槽の維持管理を支援！
～合併処理浄化槽維持管理事業補助金～

家庭において、合併処理浄化槽を設置後に維持管理する費用の一部を補助します。

★対象者：合併処理浄化槽補助対象区域内にお住まいの方。

★補助率：維持管理に要した経費の1/2

★上 限：5人槽 3万円
6～7人槽 4万円
8人槽以上 5万円

地域整備課

骨髄移植を支援！
～骨髄移植ドナー支援事業～

骨髄などの提供による通院、入院などにかかる費用を助成します。

★上限：1回の骨髄などの提供につき14万円

福祉保健課

人間ドックの健診費用を支援！
～人間ドック・脳ドック等健診費用助成制度～

人間ドック・脳ドック等の健診費用の一部を助成します。

★対象者：多賀町国民健康保険の被保険者。

★補助率：1/2

★上 限：2万円（日帰り・宿泊ともに）

※毎年4月に申請受付します。

税務住民課

滋賀県 多賀町

〒522-0341
滋賀県犬上郡多賀町大字多賀 324 番地
TEL：0749-48-8111（代表）
FAX：0749-48-0157（代表）
HP：https://www.town.taga.lg.jp

獣害防護設備の設置を支援！
～小規模農地獣害対策事業補助金～

耕作地等に設置する獣害防護柵の設置等に要する費用の一部を補助します。

★対象者：耕作地等を所有し、または借り受けし、適切な管理が行える者（家庭菜園を含む）

★上 限：4万円

★補助率：対象経費の2/3

※65歳以上の方を含み構成される世帯の方は、上限8万円です。

産業環境課

合併処理浄化槽の設置を支援！
～合併処理浄化槽設置事業補助金～

家庭において、合併処理浄化槽を設置する費用の一部を補助します。

★対象者：合併処理浄化槽補助対象区域内にお住まいの方。

★補助額：浄化槽の設置に要する経費から25万円を差し引いた額

★上 限：5人槽 60万円
6～7人槽 80万円
8～10人槽 100万円

※11～50人槽は1人槽あたり9万円を乗じた額。

地域整備課

前立腺がん検査を支援！
～前立腺がん検査費用助成～

前立腺がんの検査（PSA 検査）費用（保険外診療分）の一部を助成します。

★対象者：助成を受ける年度中に40歳以上になる男性すべて。過去に前立腺がんの診断を受けていない方。

★上 限：1千円

福祉保健課

がん患者の就労や社会参加を支援！
～がん患者医療用補正具購入助成金～

がん患者の皆さんを対象に、ウィッグ（かつら）や帽子、補正下着の購入経費の一部を助成します。

★対象者：多賀町に住民票があるがん患者の方で、がん治療に伴う外見の変化などで、ウィッグや補正下着などが必要となっている方

★上 限：1万円（助成は1回のみ）

福祉保健課

耐震ブレーカー等の設置費用の補助！
～耐震ブレーカー等設置事業補助金～

感震ブレーカー等を新たに購入し、その居住する住宅に設置する方に補助します。

★補助金：補助対象経費の2分の1

★上 限：2万円

総務課

出荷用農産物を栽培する方を支援！
～農業用ビニールパイプハウス設置等事業～

出荷用の施設野菜等の栽培に取り組む農業者・団体に対して、パイプハウスを設置する費用の一部を補助します。

★対象者：出荷用の施設野菜等の栽培に取り組む農業者、農業者で組織する団体。

★補助額：1棟の面積が100㎡以上のビニールハウス等の設置にかかる費用の1/4以内

★上 限：50万円

産業環境課

第3子以降の給食費を支援！
～第3子以降給食費等無償化制度～

第3子以降の学校・保育所・こども園の給食費を無償化。

★申請書の提出(毎年度)が必要となります。

教育総務課

多賀町の補助・助成制度

各事業にはその他要件がありますので、詳しい内容は多賀町役場までお問い合わせください。制度についてはホームページからもご覧いただけます。

農業者の免許取得を支援！
～農業者大型特殊免許等取得補助金～

農業の効率化および新規就農を支援するため、大型特殊免許等農業機械の免許取得に要する費用の一部を助成します。

★対象者：（以下の条件を満たす方）
①普通免許を取得している
②補助対象免許を取得していない
③町税等を滞納していない
④農協組合長等からの推薦を受け地域の農業を担うと見込まれる

★助成額：対象経費の1/2

★上 限：2万5千円

産業環境課

小学生・中学生の就学支援！
～就学援助制度～

経済的な理由により、負担が困難な小中学校の就学に必要な費用（学用品費・通学用品費・新入学児童生徒学用品費等・校外活動費・修学旅行費・学校給食費・オンライン学習費）の一部を補助します。

★対象者：経済的な理由により必要な費用負担にお困りの保護者。

※補助額・補助率・上限は科目によって異なります。所得制限があります。受付日以降の月額援助費を支給します。

学校教育課

町内小中学校入学者を支援！
～新入学生通学助成事業～

町内小学校に入学される方に学校指定ランリュック、中学校に入学する方に学校指定リュックとヘルメットを支給します。

★対象者：入学式当日に町内小中学校に在籍している方。

学校教育課

出産・子育てを応援！
～妊婦支援給付金～

妊娠届出をし認定を受けた妊婦に50,000円、出産予定日の8週間前の日以降、胎児の数の届出により一人当たり50,000円を支給。（流産・死産の場合も対象）

★妊婦支援給付金（1回目）…妊婦1人につき5万円

★妊婦支援給付金（2回目）…胎児1人につき5万円

福祉保健課

紙おむつ・粉ミルク代を支援！
～育児用品購入助成金～

満2歳に達するまでの子を養育している方に育児用品（紙おむつ、粉ミルク）購入にかかる費用の一部を助成します。

★対象者：満2歳に達するまでの子を養育している方。

★上 限：子1人につき2千円／月

福祉保健課

3人目以降の出産をお祝い！
～第3子以降出産祝金～

3人目以降の子どもを出産し、養育している方へ祝金を支給します。

★対象者：3人以上の子どもを出産し、養育している方。

★補助額：3人目以降…5万円

福祉保健課

スポーツ・文化大会等への出場を応援！
～スポーツ・文化大会等出場激励金

対象の各種スポーツ・文化大会等に出場、出展する個人および団体に対して、激励金を交付します。

★対象者：多賀町在住の個人、多賀町在住の者が加入する団体。

★支給額：個人5千円～2万円
団体3千円～10万円

生涯学習課

高校生・大学生の就学を支援！
～多賀町育英資金制度～

経済的な理由により高等学校・大学等の就学に必要な自己負担費用の一部を補助します。

★対象者：経済的な理由により必要な費用負担にお困りの学生。

★補助額：高校生・高等専門学校生（盲学校・ろう学校および養護学校の高等部、定時制を含む）…月額7千円
専門学校生・大学生等…月額1万4千円

学校教育課

新規開業に200万円の助成！
～がんばる商店応援補助事業～

既存商店の魅力ある店づくりや新規開業者を支援します。

★対象者：商店を出店して多賀町を盛り上げてくださる方。

★補助率：1/3以内（新規開業事業）

★上 限：200万円（新規開業事業）

※その他、チャレンジジョブ事業、3種の神器整備事業、店のしつらえ魅力向上事業があります。補助率、補助額、上限は各事業によって異なります。

産業環境課

医療費が無料！！
～子育て応援医療費助成～

町内在住の小中学生の医療費自己負担分を全額助成します。

★対象者：町内在住の小中学生。

★上 限：なし

※対象は保険適用分に限りです。

税務住民課

妊産婦健康診査を支援！
～妊産婦健康診査費用助成～

妊産婦健康診査および歯科健診にかかる費用を助成します。（診査回数により補助上限額が変わります）

※助成額・上限は母子健康手帳別冊内の受診券に記載しています。

福祉保健課

風しん予防接種を支援！
～風しん予防接種費用助成金～

滋賀県の風しんワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチンの予防接種にかかる費用の一部を助成します。

★対象者：滋賀県が実施する風しん抗体検査を受け、検査の結果から医師により予防接種が必要と判断された方。

★補助率：1/2

★上 限：5千円

福祉保健課

中学生の学習を支援！
～土曜講座（サタスタ）～

塾講師が数学・英語を指導します。

★対象者：希望する中学生。

★参加費：無料（教材費は必要）

※9月～3月までの期間、土曜日に月3回程度実施します。

学校教育課



お子様のお誕生を多賀の木材でお祝いします！ ～多賀町新生児用木製品給付事業～

多賀町の乳児を対象に、多賀町産木材を利用した「お食い初めセット」、「KUMINO」、「足形・手形木製盾」を贈呈します。

- ★対象者：福祉医療費受給券（乳幼児）の交付を受けた方。
- ★内容：①茶碗、汁椀、平皿、盆、杓文字の5点セット
②KUMINO（木組みの積み木14ピース）
③足形・手形木製盾

※第1子は①と③、第2子以降は①と②のどちらかと③を選択

★受取場所：ご自宅または役場窓口

産業環境課



住宅のリフォームを支援！ ～住宅リフォーム促進事業補助金～

町内の業者を利用して行う住宅のリフォームにかかる費用を補助します。

- ★対象者：過去5年間この補助金を受けていない方。
- ★補助率：50万円以上の経費に対し1割補助
- ★上限：20万円

産業環境課



すい臓がん検査費用を助成！ ～すい臓がん検査費用助成金～

すい臓がんの検査（CA19-9検査）費用（保険外診療分）の一部を助成します。

- ★対象者：助成を受ける年度中に40歳以上になる方。過去にすい臓がんの診断を受けていない方。
- ★上限：1千円

福祉保健課



地震に備えての住宅改修を支援！ ～木造住宅耐震改修等事業費補助金～

上部構造評点が0.7未満の木造住宅に対して、評点を0.7以上に引き上げる耐震改修工事を行う場合の費用を補助します。

- ★対象者：耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満と診断された昭和56年5月31日以前に着工され、現存する木造住宅。
- ★補助率：8/10
- ★上限：115万円

※バリアフリー化改修増事業や子育て世帯増事業など、同時に行う場合は別途割増補助があります。

企画課



子育て支援の情報を1つに！ ～子育て応援WEBハンドブック～

ハンドブックには乳幼児健康診査、子育て支援、教育施設や相談窓口などを掲載しています。ご覧いただき活用してください。

お子さんのことで「こんなときどうしたら…」「誰に相談すれば…」などの不安や悩みがあるときは1人で抱え込まず相談してください。



子ども・家庭応援センター



多世代同居する方への支援！ ～若者世帯多世代同居支援事業～

住宅に課税される固定資産税相当額を3年間助成します。

- ★対象者：多世代同居のために住宅を増築・建て替えまたは新築・購入した若者（住宅取得契約時ににおいて、夫婦いずれかが18歳以上40歳未満の方、または中学生以下の子どもを扶養する方）。または、その親世帯。

- ★上限：10万円

※町内業者を利用して新築、増築または建て替えした場合は、1年目の助成額に10万円を加算。

企画課



町産木材で住宅を建てませんか！ ～多賀町産木材利用住宅促進事業～

多賀町産の木材を利用して町内に住宅の新築などをされる方に対して助成します。

- ★対象者：多賀町産木材を使用して、住宅の新築などをされる方。
- ★助成額：多賀町産木材購入費の2/3
- ★上限：100万円（構造材 30万円/㎡）（それ以外 1.5万円/㎡）

産業環境課



地震に備えて住宅を診断！ ～木造住宅耐震診断員派遣事業～

木造住宅を耐震診断する診断員を無料で派遣します。目視によりその住宅の耐震性を診断し、耐震改修を行う補強案を作成、補強案にかかる改修費用の概算額を算出します。

- ★対象住宅：昭和56年5月31日以前に着工され、現存する木造住宅。

企画課



学用品や給食費を支援！ ～特別支援教育就学奨励費補助金～



特別支援学級に在籍している児童・生徒の経済的な負担を軽減するため、学用品購入費や学校給食費などの一部を援助します。

- ★対象者：特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者の方。

※補助率・補助額・上限は科目によって異なります。所得制限があります。受付日以降の月額援助費を支給します。

学校教育課



若者世帯の住宅取得を支援！ ～若者新築等住宅取得支援事業～

住宅に課税される固定資産税相当額を3年間助成します。

- ★対象者：住宅を新築または購入した若者。（住宅取得契約時に、夫婦いずれかが18歳以上40歳未満の方、または中学生以下の子どもを扶養する方）

- ★上限：10万円

※町内業者を利用して新築、増築または建て替えをした場合は、1年目の助成額に10万円を加算。

企画課



運転免許を自主返納した高齢者を支援！ ～運転免許自主返納支援制度～

運転免許を自主返納された方へ、9千円分相当の愛のりタクシー回数券を交付。申請期間は、返納日から1年以内。また、お試し自主返納をされた方へは、4千500円相当の愛のりタクシー回数券を交付。

- ★上限 1人につきそれぞれ1回限り

企画課



空き家改修を支援！ ～空き家改修費補助金～

購入した空き家の改修工事を行う費用を補助します。

- ★対象者：「多賀町空き家・空き地情報バンク」に登録された空き家を購入し、移住・定住する方。
- ★補助率：1/2
- ★上限：50万円

※補助対象者が若者世帯に該当する場合は、割増助成（50万円加算）があります。

企画課



通学を支援！ ～在宅障害児通学援助費～



自宅から通学する障がいのある児童の送迎に要する経費の一部を助成します。

- ★対象者：義務教育を受けるため保護者等の送迎により特別支援学校または特別支援学級に通学する方。
- ★助成額：町内への送迎 月額1千700円
町外への送迎 月額4千円

福祉保健課



ガソリン費を支援！ ～障害者自動車ガソリン費補助事業～

障がいのある方が所有し、運転する自動車の運行に伴うガソリン費の一部を助成します。

- ★対象者：自らが自動車を所有し、運転することができる方で次に該当する方。
 - ・身体障がい者手帳1、2級
 - ・療育手帳AおよびB
 - ・精神障がい者保健福祉手帳1、2級
- ★補助額：ガソリン1Lにつき54円
軽油1Lにつき32円
- ★上限：1ヶ月あたり30L

福祉保健課



住宅改修で高齢者を支援！ ～高齢者小規模住宅改造助成事業補助金～

日常動作能力の低下した高齢者の排せつ、入浴、移動などを容易にするための住宅改造に必要な費用を補助します。

- ★対象者：満65歳以上の方で介助なしでは外出できない等、日常生活を営むのに支障があり、住宅の改造が必要なる方。
- ★補助率：1世帯につき対象経費の2/3（介護保険制度の住宅改修費が支給できる場合は、介護保険制度の住宅改修費が優先。）
- ★上限：33万3千円

福祉保健課



空き家除却を支援！ ～空き家住宅等除却支援事業補助金～

空き家となっている住宅の除却にかかる費用を補助します。

- ★対象者：使用されておらず、今後も居住の用に供される見込みがなく、放置しておく周囲に悪影響をおよぼす可能性のある不良住宅を除却される方。
- ★補助率：補助基本額の1/2
- ★上限：50万円

企画課



補聴器の購入費用を支援！ ～補聴器購入費補助金～



聴力機能の低下により、日常生活を営むのに支障がある方に補聴器購入費の一部を助成します。

- ★対象者：障害者総合支援法に基づく補聴器の支給対象とならない方で、町民税非課税者
- ★補助率：1/2
- ★上限：2万5千円

福祉保健課



障がいのある方の免許取得を支援！ ～自動車訓練費助成金～

身体に障がいがある方が運転免許を取得するのに要する費用の一部を助成します。

- ★対象者：教習所で教習を受け、普通自動車免許を取得することにより就労等が見込まれる身体障がい者の方。
- ★補助率：2/3
- ★上限：10万円

福祉保健課



腎臓機能障がい者の通院費を助成！ ～腎臓機能障害者通院費補助金～

人工透析療法を必要とする方が、愛のりタクシーの停留所のない医療機関に通院するためにかかるタクシー費用を助成します。

- ★上限：1万円/月

福祉保健課



身体障がい者用の自動車改造を支援！ ～自動車改造費助成金～

重度身体障がいの方が就労、通学、通院等のために自動車を取得し改造する費用の一部を助成します。

- ★対象者：身体障がい者手帳1・2級の交付を受けている上肢、下肢または体幹機能障がいのある方。
- ★補助額：改造に要した費用
- ★上限：10万円

福祉保健課



中度・軽度知的障がい者の生活を支援！ ～中度・軽度知的障害者社会生活支援補助金～

在宅の中度・軽度の知的障がい者およびその方と生計を同一にしている家族が使用している軽自動車税などの相当額を補助します。

- ★対象者：
 - ・町内に住所を有する方
 - ・療育手帳Bの判定を受けた方
 - ・町に収めるべき税金に滞納がない方
- ★上限：1万2千900円
1人の知的障がい者につき1台限り

福祉保健課



住宅改修で安心！ ～在宅重度障害者住宅改造補助金～



在宅重度障がいの方が住宅改修を行う場合の費用を補助します。

- ★対象者：身体障がい者手帳（肢体不自由または視覚障がい、障がい程度が1・2級）の交付を受けた方。療育手帳Aの交付を受けた方。
- ★補助率：2/3
- ★補助額：住宅改造に要した経費
- ★上限：46万6千円

福祉保健課



在宅重度障がい者を支援！ ～日常生活用具給付事業～

在宅重度障がいの方が日常生活用具を購入する場合の費用の一部を助成します。

- ※49種目あり、対象者・補助率・補助額・上限は各種目により異なります。

福祉保健課



身体障がいのある方の自動車改造を助成！ ～自動車改造費助成金（介護用改造分）～

身体障がいのある方が運転する自動車を改造する経費を助成します。

- ★上限：10万円

福祉保健課



保護者の方の負担を減らします！ ～多賀町障害児通所支援特別対策事業費補助金～

児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービスおよび保育所等訪問支援を利用した場合の保護者の方の費用負担を軽減します。

- ★対象者：障がい児通所支援の支給決定を受けており、児童福祉法に基づき指定されている早期療育等を行う障がい児通所支援を提供する事業所のサービスを受けている児童の保護者。
- ★補助額：1月あたりの負担すべき定率負担額の全額

福祉保健課



不育症治療（検査）の助成！ ～不育症治療用助成金～

不育症治療（検査）をおこなわれている夫婦に助成金を支給します。

- ★補助額：保険治療分1回5万円／年
保険外治療分1回10万円／年

福祉保健課